⑤　医療薬学に係る科目及び大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第32条第３項の薬学実務実習を履修した大学における６年制薬学課程を卒業するために必要な単位を修得していること及びその各単位の履修時期を証する書類

⑥　履歴書

⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等

ア　受験に関する書類は、平成26年１月６日（月曜日）から同月17日（金曜日）までに試験地を管轄する地方厚生局又は地方厚生支局に提出すること。

イ　受験に関する書類を直接持参する場合の受付時間は、アの期間中毎日（土曜日、日曜日その他の行政機関の休日を除く。）午前９時から午後５時までとする。

ウ　受験に関する書類を郵送する場合は、書留郵便をもって送付すること。この場合、平成26年１月17日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

エ　受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類の返還及び受験地の変更は認めない。

⑶　受験手数料

ア　受験手数料は、6,800円とし、受験手数料の額に相当する収入印紙を受験願書に貼ることにより納付すること。この場合、収入印紙は消印しないこと。

イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

⑷　受験票の交付　受験票は、郵送により交付する。平成26年２月21日（金曜日）までに受験票が到着しない場合は、受験に関する書類を提出した地方厚生局又は地方厚生支局に問い合わせること。

なお、卒業見込証明書をもって出願した者に対しては、在籍している大学を経由して交付する。

６　合格者の発表　試験の合格者は、平成26年３月31日（月曜日）午後２時に厚生労働省本省並びに地方厚生局及び地方厚生支局にその受験地及び受験番号を掲示して発表するほか、合格者に対して合格証書を郵送する。

７　試験に関する問い合わせ先　試験に関する試験地ごとの問い合わせ先は下記のとおりとする。

地方厚生局及び地方厚生支局

試験地	所在地
北海道	北海道札幌市北区北８条西２丁目１番１号　札幌第１合同庁舎　北海道厚生局　郵便番号060―0808　電話番号011（709）2311　ＦＡＸ番号011（709）2704
宮城県	宮城県仙台市青葉区花京院１丁目１番20号　花京院スクエア21階　東北厚生局　郵便番号980―8426　電話番号022（716）7331　ＦＡＸ番号022（726）9267
東京都	埼玉県さいたま市中央区新都心１番地１　さいたま新都心合同庁舎１号館　関東信越厚生局　郵便番号330―9713　電話番号048（740）0810　ＦＡＸ番号048（601）1326
石川県 愛知県	愛知県名古屋市東区白壁１丁目15番１号　名古屋合同庁舎第３号館　東海北陸厚生局　郵便番号461―0011　電話番号052（959）2064　ＦＡＸ番号052（971）8861
大阪府	大阪府大阪市中央区大手前４丁目１番76号　大阪合同庁舎第４号館　近畿厚生局　郵便番号541―8556　電話番号06（6942）2241　ＦＡＸ番号06(6946)1500
広島県	広島県広島市中区上八丁堀６番30号　広島合同庁舎４号館　中国四国厚生局　郵便番号730―0012　電話番号082（223）8181　ＦＡＸ番号082（223）8155
徳島県	香川県高松市サンポート３番33号　高松サンポート合同庁舎４階　四国厚生支局　郵便番号760―0019　電話番号087（851）9565　ＦＡＸ番号087(822)6299
福岡県	福岡県福岡市博多区博多駅東２丁目10番７号　福岡第２合同庁舎　九州厚生局　郵便番号812―0013　電話番号092（472）2370　ＦＡＸ番号092（472）4474

８　その他　視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望する者は、平成26年１月17日（金曜日）までに厚生労働省医薬食品局総務課試験免許係又は試験地を管轄する地方厚生局若しくは地方厚生支局に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

９　８に関する問い合わせ先　東京都千代田区霞が関１丁目２番２号　厚生労働省医薬食品局総務課試験免許係　郵便番号100―8916　電話番号03（5253）1111　ＦＡＸ番号03（3503）1760

資　料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

八月二十一日（水）

○一般案件（抜粋）

一　社会保障制度改革推進法第四条の規定に基づく「法制上の措置」の骨子について（決定）（内閣官房・厚生労働省）

一　「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」第二条に基づく施設及び区域の使用条件変更について（決定）（防衛省）

一　トルクメニスタン大統領グルバングルイ・ベルディムハメドフ閣下の公式実務訪問賓客待遇について（了解）（外務省）

一　モンゴル国首相ノロブ・アルタンホヤグ閣下及び同令夫人の公式実務訪問賓客待遇について（了解）（外務省）

公　告

諸　事　項

登録個別信用購入あつせん業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の23の登録をした者の承継人から、法第35条の３の35において準用する法第26条第１項の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の３の35において準用する法第24条の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第103条において準用する同規則第25条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成25年８月23日　　関東経済産業局長　安藤　久佳

名　　称	株式会社みずほ銀行
本店の所在地	東京都千代田区内幸町一丁目１番５号
登録番号	関東（個）第46号
営業廃止年月日	平成25年７月１日

登録個別信用購入あつせん業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条３の23の登録をした者から、法第35条の３の35において準用する法第26条第１項の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の３の35において準用する法第24条の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第103条において準用する同規則第25条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成25年８月23日　　近畿経済産業局長　小林　利典